

○九州大谷短期大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに実際の専門の学芸を教授研究し、仏教の精神に基づいて社会に貢献しうる有能な社会人を育成することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的を次のように定める。

- (1) 仏教学科は、仏教なканずく浄土真宗の教えを尋ね、時代社会を生きる者として根源的な問いを拓き、自身の求道心の開発と展開を現実化する人物の育成をめざす。
- (2) 表現学科は、身体及び言語による表現の可能性を探究し、高度なコミュニケーション能力を身につけることによって、社会に貢献する人物の育成をめざす。
- (3) 幼児教育学科は、乳幼児や特別な支援が必要な児童に対して、その健全な発達を促す適切な援助や特別支援についての知識と保育技術を習得し、仏教の精神を教育・保育において実践できる保育者の育成をめざす。

3 本学は、地域社会の要請に応じて本学の教育、研究及び施設を開放し、もって生涯学習社会の実現に寄与するものとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら不断に点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前項の検証を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次の通りとする。

学 科	入学定員	総定員
仏教学科	10名	20名
表現学科	65名	130名
幼児教育学科	100名	200名
計	175名	350名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2期とする。

- (1) 4月1日から9月30日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日及び記念日)

第9条 本学における休業日を、次の通り定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季休業日 3月21日から4月8日まで
 - (4) 夏季休業日 7月15日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から1月8日まで
- 2 前項第1号及び第2号について、必要がある場合、学長は、臨時に休業日を変更し、又別に臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 第1項第3号から第5号までについて、学長は、休業期間を変更することができる。
 - 4 本学における記念日を、次の通り定める。
 - (1) 開学記念日 1月14日
 - (2) 宗祖御命日 11月28日

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門科目とする。

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。
- 3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下「帰国子女」という。）の教育について、本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設する。
- 4 授業科目の種類、単位数等は、別表第Iの通りとする。

(教職等の科目)

第11条 前条に定めるもののほか、次の各号に関する科目を開設し、その授業科目の種類、単位数等は、別表第IIの通りとする。

- (1) 司書に関する科目(別表第II)

(教育課程の編成方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、2カ年に分けて履修させるものとする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業改善のための研修及び研究の実施)

第14条 学長は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間には45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修すべき科目の登録)

第16条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第17条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ所定の単位を与える。ただし、出席時間数が各授業科目に定められた時間数の3分の2、実習科目については5分の4に満たない者については、当該科目の単位を認定しない。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によることとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第18条 試験等の時期は、毎学期末とする。ただし、特に必要と認めた場合、学長は教授会の議を経て試験の時期を変更することができる。

2 試験等は、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(追試験、再試験)

第19条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかった場合、学長は教授会の議を経て、追試験の機会を与えることができる。

2 定められた試験によって、次条の規定に基づき不合格となった場合、学長は教授会の議を経て、再試験の機会を与えることができる。

(試験等の評価)

第20条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本条より第25条までは、専攻科については社会福祉士介護福祉士学校指定規則に従い、幼児教育学科については児童福祉法施行規則に従うものとする。

2 学生が、本学に入学する前に行った第23条第1項に定める学修を、本学における履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、次条第1項および第23条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第22条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について、修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び次条第2項及び第21条の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外での修得単位の認定方法)

第24条 前3条による授業科目及び単位数の認定方法については、別に定める

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第25条 外国人留学生が、第10条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって、基礎科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第10条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し次の各号により66単位以上を修得しなければならない。

(1) 基礎科目 人間の基礎、社会の基礎、生活の基礎から必修科目及び選択科目合わせて14単位以上。

(2) 専門科目 必修科目及び選択科目合わせて52単位以上。

2 他学科の専門科目を履修した場合、10単位を上限として当該学科における専門科目の選択科目の単位として認定することができる。

3 前項において修得した単位数は、第21条および第22条第1項および第23条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(課程の修了の認定及び卒業)

第27条 本学に2年以上在学し、前条に定める単位を修得した者に対して、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(短期大学士)

第28条 前条により卒業した者には、短期大学士の学位が授与される。

第6章 資格の取得

(教育職員免許状)

第29条 教育職員免許状を得ようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行細則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は、次の通りとする。

学 科	取得できる教育職員免許状の種類
幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格)

第30条 本学の幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(司書資格)

第31条 本学において司書の資格を得ようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ図書館法及び同法施行規則に定める別表第Ⅱの科目及び単位を修得しなければならない。

(介護福祉士試験の受験資格)

第32条 本学の専攻科において介護福祉士試験の受験資格を得ようとするものは、第64条に規定する修了の要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

(大谷派教師資格)

第33条 本学において真宗大谷派の教師資格を得ようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ真宗大谷派教師条例施行条規に定める科目および単位を修得しなければならない。

第7章 入学

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第35条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学における個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者

(入学の出願)

第36条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表第Ⅳに定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 出願の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第37条 前条第1項の入学者志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(再入学)

第38条 願いにより本学を退学した者が、退学後3年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2 前項の場合、退学前に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学の場合の入学検定料は、別表第Ⅳに定める。

(転入学)

第39条 他の大学等から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。ただし、専攻科についてはこの限りでない。

2 前項の場合、既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 転入学の場合の入学検定料は別表第Ⅳに定める。

(入学手続き及び入学許可)

第40条 第37条、第38条第1項及び前条第1項の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、規定の期日までに誓約書、保証人の保証書、その他必要な書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第41条 保証人は、学生の在学中における所定の納付金を遅滞なく納入することを含む一切の事項について責任を持つものとする。

2 保証人の変更、転居、死亡等があった場合には、その旨を届け出てそれぞれ必要な手続きをとらなければならない。

第8章 休学、復学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ所定の様式による休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第43条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年延長することができる。

2 前項ただし書きの場合は、その2週間前までに改めて休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

3 休学期間は、第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第44条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、前期又は後期の始めとし、その2週間前までに所定の様式による復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第45条 他の短期大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ事前に所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第46条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ事前に所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 学費等定められた納付金の義務を怠った者
- (3) 第43条第1項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第48条 前条第2号により除籍された者は、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍できる期間は除籍後3年以内とし、必要な事項は別に定める。

第9章 学費及びその他の費用

(学費)

第49条 学生は、学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学費とは、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費をいい、その額は別表第Ⅳの通りとする。

3 前項に規定する学費の額は、改定することがある。

(その他の費用)

第50条 前条第2項に定めるもののほか、教材費等必要な費用を別に徴収することがある。

(納入期日)

第51条 入学金以外の学費は、2期に分け、それぞれ別に定める期日までに納入しなければならない。

(延納)

第52条 特別の事情により前条の期日までに学費の全部もしくは一部を納入できない者については、延納を認めることがある。

2 延納についての必要な事項は、別に定める。

(退学等の場合の学費等)

第53条 退学若しくは転学する者、又は退学若しくは停学を命ぜられた者は、当該期の学費の全額を納入しなければならない。

(休学の場合の学費)

第54条 休学する者の学費(入学金を除く)の納入は、次の各号によるものとする。

(1) 学期の途中で休学する者で、前期5月または後期11月の教授会までに休学の許可を受けた場合
復学時に復学科30,000円を納入とするが、復学した学期の学費は全額免除する

(2) 学期の途中で休学する者で、前期7月または後期1月の教授会までに休学の許可を受けた場合
復学時に復学科30,000円を納入とするが、復学した学期の学費は半額免除する

(3) 休学が学期の全期間にわたる場合
在籍料として30,000円を納入する

(再入学者の入学金の減額)

第55条 再入学者は、入学金に限り5割の減額納入を認める。

(学費の免除及び貸与)

第56条 やむを得ない事情により、学費の支払いが困難な者に対しては、その一部又は全額を免除あるいは貸与することがある。

2 前項の規定に関わらず、特別に事情がある場合には、学費等の減免又は免除を行うことがある。

3 前2項の規定に関して必要な事項については、別に定める。

(学費等の不還付)

第57条 既納の学費等は、理由の如何を問わず還付しない。

第10章 専攻科

(専攻科)

第58条 本学に専攻科を置く。

(目的)

第59条 専攻科は、短期大学の課程のうえに特別の専門課程による教授を行い、専門的知識・技術を修得させることを目的とする。

2 専攻科福祉専攻は、保育士養成課程の学びを基礎に、子どもから高齢者まで援助を必要としている人々を生活者として理解し、仏教の精神を基盤にしてその人々との出会いを通して、自己を確かめ、その人

らしい生活を支え共に生きることを願う感性豊かな介護福祉士の育成をめざす。

(名称及び学生定員)

第60条 専攻科の名称及び学生定員は、次の通りとする。

名 称	入学定員	総定員
福祉専攻	30名	30名

(修業年限)

第61条 専攻科の修業年限は1年とし、在学年限は2年を超えることはできない。

(入学資格)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士養成施設として指定を受けている大学又は短期大学で、保育士資格を取得して卒業した者
- (2) 保育士養成施設として指定を受けている学校その他の施設で、保育士資格を取得して卒業した者で、本学において短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの。

(開設科目及び単位数)

第63条 専攻科において開設する授業科目及び単位数は、別表第Ⅲの通りとする。

(修了の要件)

第64条 専攻科に1年以上在学し、前条の定めによる56単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

(入学検定料及び学費)

第65条 専攻科の入学検定料及び学費の金額は、別表第Ⅴの通りとする。

(その他の事項)

第66条 専攻科に関して本章に定める以外の事項は、本学則を準用する。

第11章 教職員組織

(教職員)

第67条 本学に、学長、教育職員（教授、准教授、講師及び助教）、事務職員、その他必要な教職員を置く。

(教職員の職務)

第68条 教職員の職務は、学校教育法その他別に定める規定による。

第12章 教授会

(教授会)

第69条 本学に、教育研究に関する重要な事項等を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第70条 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定に関わらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることがある。

(教授会の審議事項)

第71条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び副学長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第72条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、学長が別に定める。

第13章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第73条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の受講者数、教室の状況等を考慮し、授業に支障がない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第16条から第18条までの規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第74条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 長期履修学生

(長期履修学生)

第75条 第5条の第1項に定める修業年限にかかわらず、それを超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学の各学科に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生の在学年数は、3年以上6年以内とする。

3 長期履修学生の入学検定料及び学費の金額は、別表VIの通りとする。

4 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第15章 賞罰

(表彰)

第76条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(懲戒)

第77条 本学の規則に違反し、又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学、譴責及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第16章 地域連携センター及び公開講座

(地域連携センター)

第78条 第1条第3項の目的の達成及び本学における地域連携を推進するため、本学に九州大谷短期大学地域連携センター（以下「地域連携センター」という。）を置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第79条 本学において必要あるときは、地域連携センターの主催するもの以外に公開講座を設けることがある。

第17章 図書館

(図書館)

第80条 本学図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 真宗研究所

(真宗研究所)

第81条 本学真宗研究所を置く。

2 真宗研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第19章 学生生活総合支援センター

(学生生活総合支援センター)

第82条 本学学生生活総合支援センターを置く。

2 学生生活総合支援センターに、学生相談室及び保健室並びにキャリアサポート室を置く。

3 第1項及び第2項に関し必要な事項は、別に定める。

第20章 アドミッションセンター

(アドミッションセンター)

第83条 本学アドミッションセンターを置く。

2 アドミッションセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第21章 学生寮及びその他の厚生施設

(学生寮)

第84条 本学学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第85条 本学厚生補導のための施設として、食堂等を置く。

附 則

1 1970年2月9日認可、1970年4月1日施行

2 この学則は、2005年4月1日より施行する。

3 この学則は、2005年10月1日より施行する。

4 この学則は、2006年3月23日に一部改正し、2006年4月1日より施行する。

5 この学則は、2006年12月7日及び2007年3月23日に一部改正し、2007年4月1日より施行する。

6 この学則は、2007年5月23日及び2008年3月27日に一部改正し、2008年4月1日より施行する。

7 この学則は、2008年7月25日に一部改正し、2009年4月1日より施行する。ただし、2008年度以前の入学者については、第10条第4項、第26条にかかる事項は、従前の規定を適用する。

8 この学則は、2008年10月20日および2009年3月25日に一部改正し、2009年4月1日より施行する。ただし、2009年度福祉学科総定員数は、第4条にかかわらず85名とする。

9 この学則は、2009年5月25日及び2010年1月14日、並びに2010年3月25日に一部改正し、2010年4月1日より施行する。

10 この学則は、2010年7月15日および2011年3月15日に一部改正し、2011年4月1日より施行する。ただし、2010年度以前の入学者については、第10条第4項にかかる事項は、従前の規定を適用する。

- 11 この学則は、2011年8月8日、2011年10月12日および2012年3月27日に一部改正し、2012年4月1日より施行する。ただし、2011年度以前の入学者については、第10条第4項、第11条および第49条第2項にかかる事項は、従前の規定を適用する。尚、仏教音楽Ⅰ、仏教音楽Ⅱについては2011年度入学者より適用する。
- 12 この学則は、2013年3月25日に一部改正し、2013年4月1日より施行する。ただし、2012年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。尚、別表Ⅰの「仏教の歴史と文化」については2012年度入学者より適用する。
- 13 この学則は、2014年3月24日に一部改正し、2014年4月1日より施行する。ただし、2013年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。なお、「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」に関しては、2015年4月1日より施行し、2014年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 14 この学則は、2015年1月19日及び2015年3月24日に一部改正し、2015年4月1日より施行する。ただし、2014年度以前の入学者については、第63条、第64条にかかる事項は、従前の規定を適用する。
- 15 この学則は、2016年7月6日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第10条第4項別表第Ⅰについては、2017年4月1日より施行し、2016年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 16 この学則は、2017年12月8日に一部改正し、2018年4月1日より施行する。ただし、2017年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 17 この学則は、2018年3月22日に一部改正し、2018年4月1日より施行する。ただし、2017年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 18 この学則は、2018年7月12日に一部改正し、2019年4月1日から施行する。ただし、第4条にかかわらず2019年度の表現学科総定員は115名、福祉学科総定員は55名とする。
- 19 この学則は、2018年9月26日に一部改正し、2019年4月1日より施行する。ただし、2018年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 20 この学則は、2019年3月25日に一部改正し、2019年4月1日より施行する。ただし、2018年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 21 この学則は、2019年5月21日に一部改正し、同日から施行する。ただし、2019年度以前の入学者については、従前の規程を適用する。
- 22 この学則は、2019年12月6日に一部改正し、2020年4月1日より施行する。ただし、2019年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 23 この学則は、2020年3月24日に一部改正し、2020年4月1日より施行する。
- 24 この学則は、2020年7月30日に一部改正し、2021年4月1日より施行する。ただし、2020年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 25 この学則は、2021年3月24日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。
- 26 この学則は、2022年3月22日に一部改正し、2022年4月1日より施行する。ただし、2021年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 27 この学則は、2022年12月20日に一部改正し、2024年4月1日より施行する。ただし、2023年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 28 この学則は、2022年12月21日に一部改正し、2023年度入学者より適用する。
- 29 この学則は、2023年3月24日に一部改正し、2023年4月1日から施行する。なお、「こども音楽療育」については2022年度入学者より、この規程を適用する。
- 30 この学則は、2023年7月20日に一部改正し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。
- 31 この学則は、2023年12月21日に一部改正し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前の入学者に

については、従前の規定を適用する。

32 この学則は、2024年3月25日に一部改正し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前の入学者については、従前の規定を適用する。